

第 4 9 号議案

財 産 の 取 得 に つ い て

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年 亀 岡 市 条 例 第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 名 称 及 び 数 量 | タブレット端末等 1 , 8 9 0 台 分 |
| 2 | 購 入 金 額 | 金 1 1 5 , 9 2 2 , 8 4 0 円 |
| 3 | 購 入 先 | 大阪府東大阪市長田中 3 丁目 5 番 4 4 号
株式会社ライオン事務器
大阪本店長 大曾根 要 |
| 4 | 購 入 方 法 | 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2
号に基づく随意契約 |

財産の取得について

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名称及び数量 | タブレット端末等 1, 890 台分 |
| 2 | 購入金額 | 金 115, 922, 840 円 |
| 3 | 購入先 | 大阪府東大阪市長田中 3 丁目 5 番 44 号
株式会社ライオン事務器
大阪本店長 大曾根 要 |
| 4 | 購入方法 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約 |
| 5 | 契約概要 | 亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校における令和 9 年度新小・中学 1 年生用タブレット（i P a d）等を 1, 890 台分購入する。 |